

eLTAX(エルタックス)のご案内



倉敷市はeLTAXの利用を推奨しています。
導入されていない事業所の方は、是非ご検討ください。

※令和3年1月1日以後提出分より、前々年における税務署への源泉徴収票の提出枚数が100枚以上の事業所についてはeLTAX(又は光ディスク等)による提出が義務づけられています。

○eLTAXご利用によるメリット

- ・自宅やオフィスからインターネットで簡単に申告、電子納税ができます。
- ・給与支払報告書のみならず異動届出書、特別徴収切替申出書等についても提出できます。
- ・税務署や複数の市町村に源泉徴収票・給与支払報告書を一括して送信できます。

○eLTAXご利用の流れ

- ①eLTAXホームページのPCdesk(WEB版)から**利用届出(新規)**を行い、利用者IDを取得する。
利用届出(新規)が完了すると、送信後の画面で利用者IDが発行されます。
- ②「手続き完了通知」メールを利用届出(新規)の際に入力したメールアドレスで受け取る。
提出先団体からの受付手続きが完了したことを知らせる「手続き完了通知」メールを確認してください。
- ③eLTAX対応ソフトウェアを取得する。
申告書等を作成・送信するためには、eLTAX対応ソフトウェアが必要になります。
eLTAXホームページからeLTAX対応ソフトウェアである**PCdesk**を無料で取得できます。
また、市販されている税務・会計ソフトウェアの中にもeLTAXに対応しているものがあります。
- ④各種手続きを行う。
電子申告(給与支払報告書、異動届出書、特別徴収切替申出書などの提出)ができます。
金融機関のインターネットバンキングやATMなどから電子納税できます。
電子証明書があれば電子申請・届出ができます。(税理士に依頼する場合は電子証明書は不要)

eLTAXホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXご利用の流れについてなど詳しくはホームページをご覧ください。



eLTAXホームページの「よくあるご質問」: <https://eltax.custhelp.com/>

eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。



ゆっくりとはがしてください。(必ず内側を確認してください。)

e L T A Xで提出する場合について

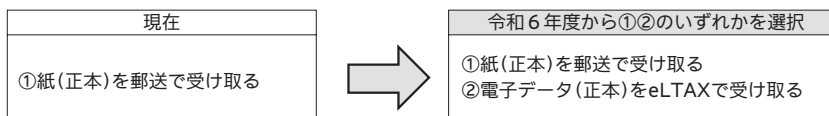
○普通徴収への切り替えについて

e L T A Xで給与支払報告書を提出(データ送信)する場合、特別徴収できない方については、右図のとおりご使用の法定調書作成ソフトで住民税徴収方法を「普通徴収」で登録し、必ず摘要の項目に、普通徴収切替理由書にある記号(A～G)又は略語を入力してください。

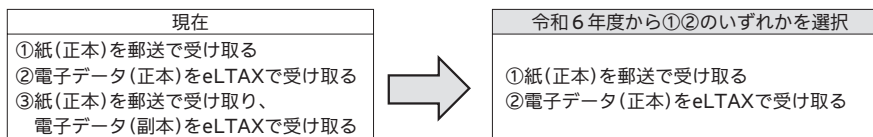
記号又は略語の入力がない場合は、特別徴収として処理します。

特別徴収税額通知の受取方法が変わります!!

①特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ(正本)での受取が始まります。



②特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子データ(副本)が廃止されます。



※注意事項

- ・電子データの受取には、e-Mailアドレスの入力が必要です。
- ・特別徴収税額変更通知についても、同様の受取方法となります。

○訂正分・追加分の提出について

- ・提出区分を必ず「訂正」又は「追加」にしてご提出ください。
- ・訂正又は追加の生じた方の給与支払報告書のみご提出ください。

※上記の対応がされていない場合、電話による確認や再提出をお願いするなど、お手数をお掛けする場合もございますので、ご了承ください。

※ご使用の会計ソフトで「訂正」又は「追加」の選択ができない場合は、必ず摘要欄に「訂正分」又は「追加分」と入力してください。